

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区神田小川町1-1	1-027307

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年3月26日 ～ 令和7年5月25日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

キングランリニューアル(株)は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。

当該事実が建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、同社は国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで指示処分を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第14号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
ア 指示処分を受けたとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
(以下略)	

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)